

徳本貴久局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	<p>ただ今より第210回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、小野地区の宮内委員と石井地区の西岡委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>また、地元説明のため、潮見地区の宮内推進委員に御出席を願っています。よろしくをお願いいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第13号の、13件の議案が提出されておりますので、御審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号～第5号までを議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
西山昌宏副主幹	<p>それでは、議案第1号を御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、第209回総会で御説明しました高松国税局による公売で申請者が買受人となり、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないことが認められましたので、直ちに許可書を交付させていただいたものでございます。</p> <p>続きまして、議案第2号を御報告いたします。</p> <p>5条転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理させていただいております。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申し入れを行い、合意解約が成立し、解約と同時に5条届出により、転用するものでございます。離作補償を支払うとしております。</p> <p>続きまして議案第3号と議案第4号を御報告いたします。</p> <p>令和3年5月26日～令和3年6月25日までに専決処理した案件は4条届出が6件、5条届出が20件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p>

	<p>続きまして、議案第5号をご報告いたします。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に3条許可申請により、第三者に所有権を移転するとしております。離作補償を支払うとしております。</p> <p>2番、本件は、農地法第3条により、平成28年5月10日に設定された賃借権でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>議案第1号～第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第3条許可取消報告」について議題とします。</p> <p>本件について、事務局の報告を求めます。</p>
西山昌宏副主幹	<p>第6号議案を御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、令和3年3月10日付けで農地法第3条許可となった売買による所有権移転ですが、取消理由は議案記載のとおりでございます。なお、取消し後の農地は、議案第7号、番号17のとおり第三者に売却するとしております。</p> <p>以上でございます。</p>

寺井克之会長	<p>議案第6号につきまして、事務局の報告が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第7号、「農地法第3条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
西山昌宏副主席	<p>恐れ入ります。議案書の訂正をお願いいたします。</p> <p>議案書11ページです。番号9番の申請地の面積と、その右隣に記載しております申請面積が651平米となっておりますが、正しくは、576平米です。訂正をお願いいたします。</p> <p>それでは、御説明いたします。お手元に審査基準1号～7号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せて御覧ください。</p> <p>1番、譲受人は、農地約144アールを耕作する農家でございます。この度、自宅に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>2番と12番・13番・14番は、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。譲受人は、新規農業者でございます。この度、小野地区と和気地区の申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、各地区の地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>3番、譲受人は、農地48アールを耕作する農家でございます。この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>4番、譲受人は、農地約38アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>5番、譲受人は、農地約48アールを耕作する農家でございます。この度、父親の耕作権を譲り受け、農業に精進するものでございます。</p>

6番、譲受人は、農地約36アールを耕作する農家でございます。この度、自宅に隣接する耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

7番、譲受人は、農地約55アールを耕作する農家でございます。この度、父親から経営移譲をするため申請地を借り受け、農業に精進するものでございます。

8番、譲受人は、農地約87アールを耕作する農家でございます。この度、耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営に精進するものでございます。

9番、譲受人は、農地約50アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

10番、譲受人は、農地約33アールを耕作する農家でございます。この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

11番、譲受人は、農地約161アールを耕作する農家でございます。この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

15番、譲受人は、農地約424アールを耕作する農家でございます。この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

16番、譲受人は、農地約188アールを耕作する農家でございます。この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

17番、譲受人は、農地約50アールを耕作する農家でございます。この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

18番、譲受人は、農地約188アールを耕作する農家でございます。この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

19番、譲受人は、農地約153アールを耕作する農家でございます。この度、自宅に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

20番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でござ

	<p>いますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>新規農業の案件は10件で、2番、12番、13番、14番、20番ですが、12番、13番、14番は併用案件です。</p> <p>2番は、所在地が小野地区でありますので、宮内委員から説明をお願いします。</p>
宮内祥二郎委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたように、譲受人は和気地区の農地と併せて小野地区の農地を借り受けて、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。父親の花弁栽培を手伝っており、譲受人も花弁栽培を行うとのことであり、農業に対する意欲も十分見受けられることから地元としては了承したわけでございます。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくをお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>次に、12番、13番、14番は併用案件で、所在地が和気地区であります。和気地区の渡部委員が欠席ですので、久枝地区の渡部委員から説明をお願いします。</p>
渡部孝志委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先程、事務局及び小野地区の宮内委員から説明がありましており、譲受人は、今般、小野地区の農地と併せて和気地区の農地を借り受け、新規就農をお考えであります。</p> <p>農業に対する意欲も充分見受けられ、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくをお願いいたします。</p>

寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>最後に、20番は、所在地が神和地区でありますので、井上委員から説明をお願いします。</p>
井上繁人委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先程、事務局から説明がありました20番の案件について、申請人は道後地区に居住し、この度、親族が所有する上怒和地区の農地について使用貸借権を設定し、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。申請人は、現在、道後地区に住所を置いておりますが、週末以外は上怒和地区の親族の家に同居する形で農業に従事しております。</p> <p>また、営農技術についても親族の指導の下、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられましたのでこれを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>議案第7号につきまして、事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第8号、「農地法第4条許可申請」について議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
船草康司副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、南高井町に居住する農家でございますが、この度、農地の</p>

	<p>有効活用を図るため、本申請地にコイン精米機を設置し、利用したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件申請人は、農地約37アールを耕作する農家でございますが、昭和38年に亡父中村勉が農地法の許可を得ず本申請地に、農家住宅を建築し現在まで利用しているもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>議案第8号につきまして、事務局からの説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>これらの案件につきましては、県許可分であります。</p> <p>直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第9号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
船草康司副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は、伊予鉄平井駅からおおむね300メートル以内にあることから第3種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件受人は、塗装業を主な業務とする法人であります。現在、既存の資材</p>

置場が無く、自宅の一部や工事の受注毎に現場にて資材置場を設置していることで作業効率が非常に悪く、何かと業務に支障をきたしていることから、この度、本申請地を借り受け、塗料などの材料、鋼材、足場、踏板、脚立等の露天資材置として利用したいとしております。本申請地の農地区分は、伊予鉄平井駅からおおむね 300メートル以内にあることから第3種農地と判断されます。

3番、本件受人は、ビルメンテナンス業及び産業廃棄物の収集・処理業を主な業務とする法人であります。現在、産業廃棄物の収集・処理業の需要が高まり業績が増加する中で、既存の露天資材置場・露天駐車場を貸主の都合により返還しなければならなくなったことから、新たに本社に近い本申請地を取得し、アームロール車、コンテナ車及びコンテナ等の露天駐車場・露天資材置場として利用したいとしております。本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。また、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

4番、本件受人は、家屋解体業を主な業務とする法人であります。現在、事業が拡大する中で、賃借している資材置場を貸主の都合により返還しなければならなくなったことから、新たに本申請地を取得し、通勤用車両、ダンプ、コンテナ車及びコンテナ等の露天駐車場・露天資材置場として利用したいとしております。本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

5番、本件受人は、自動車部品販売業を主な業務とする法人であります。社員の増加により既存の駐車場が手狭で業務に支障をきたしていることから、この度、本申請地を取得し、従業員用の 4台分の露天駐車場として利用したいとして申請に及んだものであります。本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

6番、本件受人は、建設業を主な業務とする法人でございます。この度、松山自動車道 松山インターチェンジ管理施設増築工事の下請け工事を請け負うこととなったことから、インターチェンジに近い本申請地を借り受け、工事用仮設事務所、工事車両及び従業員用の露天駐車場、工事用資材などの露天資材置場として利用し



	<p>たいと申請に及んだものであります。</p> <p>なお、本件は、工事終了後、直ちに農地として原状回復される一時転用でございます。本申請地の農地区分は、高速道路の出入り口からおおむね 300 メートル以内にあることから第 3 種農地と判断されます。また、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>7 番、本件は申請取下げとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>3 番は、所在地が久米地区で、1,000 平米を超える案件ですので、戒能委員から説明をお願いします。</p>
戒能豊和委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は、来住町に本店を置くビルメンテナンス業を主に行っている法人です。</p> <p>現在、車両等は借地して駐車及び保管しておりますが、その土地を返却することとなったため、代替地を探していたところ、本申請地について所有者と話しがまとまり申請に及んだものです。</p> <p>転用によって生じる被害防除措置も十分行うとの事であり、また、久米中学校の通学路に面していることから、交通事故防止に最大の注意を払うとの事ですので、地元としては了承した訳でございますが、本総会での御審議をよろしく申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、6 番は、所在地が浮穴地区で、1,000 平米を超える案件ですので、阿部委員から説明をお願いします。</p>

阿部和孝委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先程、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、建設業を営む法人でありますが、この度、松山自動車道松山インターチェンジ管理施設増築工事を請け負うこととなり、工事用の仮設事務所・露天駐車場・露天資材置場を作業現場に極力近い場所に一時的に設置したいと考えていたところ、本申請地にて所有者との話がまとまったことから、本申請に及んだものです。工期は、令和5年1月31日までとなっており、農地復旧も行うことから、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>議案第9号につきまして、事務局並びに地元委員から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>これらの案件につきましては、県許可分であります。</p> <p>直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第10号、「令和3年度第4号農用地利用集積計画」について議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
住田英俊主幹	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>本日の案件7件の内、使用貸借権の設定は3筆、賃借権の設定は6筆、所有権移転が6筆で、設定総面積は、19,399平米です。その内訳は、新規が5筆、更新が4筆、売買が6筆、となっています。</p> <p>番号1の譲受人は、約163アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p>

番号2の譲受人は、約175アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号3の譲受人は、約119アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号4の譲受人は、約374アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号5の譲受人は、約33アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号6の譲受人は、約36アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号7の譲受人は、約133アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告日は、令和3年7月16日となっております。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

寺井克之会長

議案第10号につきまして、事務局から説明が終わりました。

本件について御異議等ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

寺井克之会長

本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第11号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」につい

<p>西山昌宏副主幹</p>	<p>て議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、御報告いたします。</p> <p>令和3年5月26日～6月25日までに専決処理した案件は28件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>議案第11号につきまして、事務局から説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第12号、「松山農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>船草康司副主幹</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番は、申出者から今後長期にわたり農地として利用するため、農用地区域に編入してほしい旨の申出があったものであり、2番は、申出者より農業振興地域の整備に関する法律で定める農用地区域からの除外申出があり、これら2件の申し出を受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するにあたり、当該法律の規定に基づき、農業委員会の意見を求めてきたものでございます。</p> <p>1番、本件申出地周辺は、樹園地の多い農用地区域内農地で、本件申出地も現在、優良な樹園地として管理されており、今後、長期間樹園地として活用されると見込</p>

	<p>まれます。本件申出地の農用地区域への編入に係る計画変更は適当と思われませんが、意見の決定をお願いいたします。</p> <p>2番、本件申出人は、現在、両親と同居し農地約100アールを耕作する兼業農家でございますが、現居宅が老朽化し建て替えを検討していたが、現居宅がある場所が、土石流危険区域に指定されていることから、この度、建築可能な道路に面した本申出地へ農家住宅及び農業用倉庫を建築するため、申出地の農用地区域除外申出をしているものでございます。</p> <p>なお、除外された場合の農地区分は、市役所河野支所からおおむね300メートル以内にあることから第3種農地と判断されます。</p> <p>また、手続きが進み、農業振興地域の整備に関する法律第11条で定める公告がなされた時点で、農家住宅及び農業用倉庫を建築する目的の農地転用許可申請が提出され、改めて農地法に基づく審査がなされることとなります。本件について農用地区域除外することがやむを得ないものであるかどうか、意見の決定をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>議案第12号につきまして、事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件についてご異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第13号、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の『農地』に該当するか否かの判断について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
住田英俊主幹	<p>別添、議案第13号の資料がございますので、お手元にお出しく下さい。</p> <p>それでは、御説明いたします。本日御審議いただく案件は、1件ございます。</p>

	<p>番号1は、潮見地区となっていますので、私から状況を御説明させていただいた後、対象地の管轄の委員から補足説明をいただきまして、議案書に記載している対象地が農地に該当するか否かについて御審議をお願いします。</p> <p>番号1は、令和3年6月3日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地の判断を依頼してきたものです。</p> <p>対象地は、農振農用地区域内農地、いわゆる青地農地であり、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査による農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。お手元に現地の状況を取りまとめた資料をお配りしていますので、御覧ください。</p> <p>令和3年6月16日に所在地である潮見地区の宮内推進委員と寺井委員、堀江地区の井上推進委員、事務局職員も同行して現地確認を実施しました。</p> <p>1ページは、対象地を記載した地図の写しです。2、3ページは、公図の写しです。4、5ページは、対象地と周辺を上空から撮影した航空写真です。6、7ページは、令和3年6月16日に現地調査した際に対象地を撮影した写真です。説明は以上です。</p> <p>御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、地元委員からの補足説明をお願いいたします。所在地が潮見地区でありますので潮見地区の宮内推進委員から説明をお願いします。</p>
宮内光樹推進委員	<p>それでは、御説明いたします。令和3年6月16日に、私と寺井会長、井上推進委員、事務局職員で現地調査を行いました。申請地は、潮見地区の谷町で、申し出のあった土地は、谷町甲619番4ほか7筆です。現地は、何年も耕作されておらず、雑木が密集して生えて、周辺の山林と一体化している状態でした。</p> <p>そのため、農地として復元することが極めて困難であると考えられることから、農地性はないと地元では判断しました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>

寺井克之会長	<p>以上で地元委員からの説明が終わりました。</p> <p>説明のとおり、谷町甲 619 番 4 外 7 筆は、「非農地」という判断で御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。</p> <p>以上で、通常の議案審議は、全て終了しました。</p> <p>事務局から連絡事項があればお願いします。</p>
住田英俊主幹	<p>はい、次回の総会の日程についてですが、来月の第 211 回総会は、8 月 10 日 火曜日の午前 10 時 30 分から KH 三番町プレイスビル 3 階第 1 会議室で開催する予定です。よろしく願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の第 209 回総会を閉会します。</p>
徳本貴久局長	<p>御起立願います。礼。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午前 11 時 12 分閉会</p>